

### (関係行政機関の範囲)

問563 法第23条の5に規定する関係行政機関の範囲とは。また、求めることができる照会や協力の内容を示されたい。

答563 関係行政機関としては、例えば、警察、海上保安庁、他の都道府県、市町村等を想定しており、求めることができる協力等としては、例えば、許可に際して必要な情報の照会や、不法焼却、不法投棄による支障発生の防止のため不法投棄監視やパトロールの実施への協力を求めること等を想定しているが、法の実施に必要なあらゆる照会、協力を求めることが可能である。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

## 第15節 ダイオキシン類対策特別措置法関係

### (排ガス測定と廃棄物の燃え殻及びばいじん測定の時期)

問564 ダイオキシン特別措置法第28条第2項の「併せて」の意は、排ガスを測定した際に焼却していた廃棄物の燃え殻、及びばいじんを測定することと解釈してよろしいか。

答564 この「併せて」の意は必ずしも、排ガスを測定した際に焼却していた廃棄物の燃え殻、及びばいじんを測定しなければならないとの意ではない。よって、時期が離れていることをもって、法28条第2項に違反していることとは明確には言えない。しかし、排ガスの測定日とばいじん等測定日が半年も離れていることは望ましくないため、できるだけ同時に測定をされたい。(平12.1.27本県聴取)

### (ばいじん等の処理物の測定)

問565 「ばいじん等」を処理している場合には、その処理された処理物を測定することと解釈してよろしいか。

ダイオキシン類対策特別措置法(以下「特措法」という)第28条第2項に基づく測定は「ばいじん等」を処理している場合については、その処理された処理物について測定することと解してよろしいか。また、処理する前「ばいじん等」を測定することが、不相当であると判断される理由は。

答565 特定施設が設置されている事業場内において、ばいじん等を処理する場合は、処理したものについて測定し、処理前のばいじん等の測定は必要ない。ただし、ばいじん等の処理が特定施設の設置されている事業場の外で行われる場合には、事業場から排出される時点でのばいじん等についての測定が必要である。(平12.1.27本県聴取)

特措法第28条において、廃棄物焼却施設設置者に「ばいじん等」に含まれるダイオキシン類濃度の測定義務が規定されている。

一方で、特措法第24条には、「ばいじん等」を処分するためには厚生省令で定める基準以内に処理しなければならないと規定されている。

この厚生省令において、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年7月厚生省告示第192号)の別表第1に定める方法が、第24条に基づく基準に係る測定方法とされているが、この中で、「ばいじん又は燃え殻を処理するときは、ばいじん又は燃え殻を処理したものを採取する。」と規定され

ている。このため、第24条の基準への適合可否を判断するには、処理後の「ばいじん等」を測定しなければならないことから、処理後の「ばいじん等」について測定することが適当であると判断した。

しかし、特措法第28条と第24条の規定は、(本来連携させるべきところが、) 連携していない。(～第24条に基づく基準に係る測定方法が、第28条の「ばいじん等」の測定方法として規定されていない。) このため、必ずしも処理前の「ばいじん等」のみしか測定を行っていないことをもって、第28条に違反しているとはいえない。

また、このように第28条の「ばいじん等」の測定義務は、第24条の基準への適合の可否を把握することを趣旨としていない。(平12.5.23本県聴取)

#### (複数の焼却炉から排出されるばいじん等の測定)

**問566** 同一事業場内で、複数の焼却炉から排出される、「ばいじん等」についての測定について

- ・「燃え殻」と「ばいじん」を混ぜて一回測定することは可能か。
- ・「ばいじん」だけ、「燃え殻」だけを混ぜての一回測定することは可能か。

**答566** 原則は複数の焼却炉が設置されていれば、それぞれの炉について発生するばいじん、燃え殻について測定が必要である。ただし、施設の構造上、やむをえず別々にサンプリングできないのであれば、混合されたばいじん等について年一回以上測定すること。(平12.1.27本県聴取)

#### (複数の焼却炉から発生するばいじん等を一つの処理施設で処理する場合)

**問567** 特措法第28条第2項に基づく測定は「ばいじん等」を処理している場合については、その処理された処理物について測定するとのことであるが、複数の焼却炉から発生するばいじん等を、一つの処理施設で処理している場合には、どのように測定を行う必要があるか。

**答567** 複数の焼却炉から発生するばいじん等を一つの処理施設で処理している場合は、原則として、焼却炉毎のばいじん、あるいは燃え殻の処理物について測定が必要である。しかし、処理施設の構造上分離して測定ができない場合には、やむを得ないので、混合された処理物について測定する。(平12.1.28本県聴取)